

令和4年1月20日

豊明市立小中学校 保護者の皆様

豊明市教育委員会教育長
伏屋 一 幸

「まん延防止等重点措置」発出に伴う学校教育活動の対応について

日頃は豊明市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

政府は、1月21日（金）から2月13日（日）までの期間、愛知県を「まん延防止等重点措置」の対象とすることを発表しました。これに伴い、県教育委員会から県立学校へ下記のように通知がありました。豊明市立小中学校においても、この通知に準じて教育活動を行ってまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

【登校について】

- (1) 同居家族等も含めて毎日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等のかぜ症状が見られる場合、登校させないでください。
 - (2) 児童生徒の同居家族等が濃厚接触者に特定された場合や、同居家族等に発熱等のかぜ症状がある場合、児童生徒の登校については、学校にご相談ください。
- ※(1)及び(2)の結果、登校を見合わせた場合、出席停止とし、欠席扱いにはなりません。

【教育活動上の対応について】

- 「感染対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」の実施は、地域の感染状況に応じて慎重に検討する。
- ・ 各教科に共通する活動として「児童生徒が近距離で対面形式となるグループワーク等」
 - ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験・観察」
 - ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・ 図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

【部活動について】（豊明市独自）※1月17日配付文書から変更はありません。

- (1) 3月11日（金）まで部活動を中止する。
- (2) 中止期間中は、練習試合や公式戦を含めて参加しない。

※ 国や県から新たな指示が出た場合や、今後の感染拡大の状況によって対応を変更する場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【 問合せ先：豊明市教育委員会 学校支援室 電話 92-1292 】